

## 【パブリックコメント制度試行基準】

### ①パブリックコメント制度の目的

- 市民の市政への積極的な参加を促進
- 市の説明責任の履行
- 市の政策形成過程の公正の確保と透明性の向上

### ②パブリックコメント制度とは

パブリック・コメント制度とは、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的計画や条例などを立案する策定過程において、市民にその案を決定前の段階で公表して広く意見等を提出できる機会を設け、その提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行い、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度です。

### ③制度の実施機関

市長部局、教育委員会等

### ④制度の対象

- 市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的計画の策定や条例の制定または改廃。
- その他この制度の目的に照らして、パブリックコメントの手続きを行うことが望ましいもの。

### ⑤案等の公表内容

- 基本計画や条例等の素案
- 素案を作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表する。
- 市の機関が必要と認める事項

### ⑥案等の公表方法

- 市広報への掲載
- 市ホームページへの掲載
- 市役所及び各出張所等での閲覧
- 市政広報番組、報道機関、行政チャンネルへの情報提供により、公表の周知に努める。
- 公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示する。

### ⑦意見を提出できる人

- 市内に住所を有する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- 市内の学校に在学する者
- 公表の事案に利害関係を有する者

※なお、市民委員会では、意見提出できる者を原則として満18歳以上としています。また議論の余地を残しており、試行基準としては特に定めませんので、事案に応じて設定してください。

### ⑧意見の提出方法等

- 意見の提出期間は原則として30日以上とする。
- 意見の提出は、パブリックコメントを実施する担当課への書面による直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メールとする。
- 意見を提出していただく際には、住所・氏名等を記載する。
- 電話による意見の提出は受けないこととする。

### ⑨提出された意見の取り扱い

- 提出された意見などを考慮して意思決定を行う。
- 提出された意見に対する考え方をとりまとめ、提出された意見と併せて公表する。
- 提出された意見を踏まえ、公表した案等から修正を行ったときは、その修正内容及び修正理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しない。
- 公表は、【案等の公表方法】と同様の方法で公表する。
- 公表期間は、概ね1カ月間（ホームページは1年間）とする。
- 特に意見がなった場合もその旨を公表する。

### ⑩パブリックコメント制度試行基準の施行日

- 試行は、平成19年5月8日から施行する。
- この試行基準の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この試行基準を適用しない。

## ■パブリックコメント制度の流れ

